

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開要領

平成13年9月28日

世社事総発第290号

平成14年3月29日

世社事総発第547号

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程(平成13年9月社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団規程第1号。以下「規程」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(情報開示請求書等)

第2条 規程第6条第1項の規定に基づき開示の請求をしようとするものは、情報開示請求書(第1号様式)又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

(情報開示決定通知書等)

第3条 規程第10条に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第10条第1項の規定により情報の全部を開示する旨の決定をした場合	情報開示決定通知書 (第2号様式)
2 条例第10条第1項の規定により情報の一部を開示する旨の決定をした場合	情報一部開示決定通知書 (第3号様式)
3 条例第10条第1項の規定により情報の全部を非開示する旨の決定(規程第8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る情報を保有していないときの当該決定を含む。)をした場合	情報非開示決定通知書 (第4号様式)

(情報開示決定等期間延長通知書等)

第4条 規程第10条第2項又は第3項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第10条第2項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間延長通知書 (第5号様式)
2 規程第10条第3項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間特例延長通知書 (第6号様式)

(電磁的記録の開示の方法)

第5条 規程第11条第1項の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープに記録されたものを除く。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

2 電磁的記録媒体がビデオテープ及び録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴又はビデオテープ及び録音テープに複写したものの交付により行う。

(情報の写しの交付)

第6条 情報の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(苦情の申出)

第7条 規程第12条第3項に規定する回答は、苦情の申出に関する回答書(第7号様式)により行うものとする。

(苦情の申出に係る処理)

第8条 規程第13条第2項に規定する回答は、苦情の申出届出通知書(第8号様式)により行うものとする。

(費用負担)

第9条 規程第14条第3項に規定する費用は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

別表

区 分		金 額
情報の種類	写しの作成の方法	
文書、図画及び 写真 A 3 版以下の もの（カラーのもの を除く）	複写機による写し	5 枚以下無料
		5 枚を超えるものについて、 1 枚につき 1 0 円とする。
電磁的記録	印刷物として出力した もの（カラーのもの を除く）	5 枚以下無料
		5 枚を超えるものについて、 1 枚につき 1 0 円とする。
	フロッピーディスク に複写したもの	1 枚 1 0 0 円
	録音テープに複写した もの	1 巻（1 2 0 分） 3 0 0 円
	ビデオテープに複写 したもの	1 巻（1 2 0 分） 4 0 0 円

ただし、同一人が 3 0 日間に 2 回以上、複写機による写し及び印刷物として出力したものの交付を受ける場合の費用は、2 回目以降については 1 枚目から 1 枚につき 1 0 円とする。

受付番号

情報開示請求書

年 月 日

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団 あて

(郵便番号)

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号 ()

法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり情報の開示を請求します。

開示請求に係る情報の件名又は内容							
請求者の区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内在住 2 区内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事務所等の名称 所在地</div> 3 区内在勤(名称 所在地) 4 区内在学(名称 所在地) 5 1 から 4 までに該当しない 						
情報の開示を必要とする理由(請求者の区分で 5 を選択した場合のみ) 該当する番号を○で囲み、かっこ内にその内容を記入してください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 調査・研究</td> <td style="width: 50%;">2 取材</td> </tr> <tr> <td>3 学習・勉強</td> <td>4 争訟</td> </tr> <tr> <td>5 その他</td> <td> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>	1 調査・研究	2 取材	3 学習・勉強	4 争訟	5 その他	
1 調査・研究	2 取材						
3 学習・勉強	4 争訟						
5 その他							
開示の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴 						

情報開示決定通知書

様

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

理 事 長

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
開示の日時	年 月 日 () 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
開示の場所	

一部開示決定通知書

様

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

理事長

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の一部を開示することに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示しない部分及び理由	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
開示の日時	年 月 日 () 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
開示の場所	

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当事業団に対して苦情の申出ができます。

非開示決定通知書

様

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

理事長

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の全部を開示しないことに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示しないこととする理由	

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当事業団に対して苦情の申出ができます。

情報開示決定等期間延長通知書

様

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

理 事 長

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第10条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

情報の件名又は内容	
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程10条第1項の規定による決定期間	
延長の理由	
延長後の期間	

情報開示決定等期間特例延長通知書

様

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

理事長

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第10条第3項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

行政情報の件名又は内容	
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程10条第1項の規定による決定期間	
開示請求に係る情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	
上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの情報について開示決定等をする期限	
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程10条第3項を適用する理由	

苦情の申出に関する回答書

様

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

理 事 長

一部開示決定通知書、非開示決定通知書に対する苦情の申出についての回答について、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第12条第3項の規定に基づき、次のとおり回答します。

情報の件名又は内容	
苦情申出の内容	
苦情申出についての回答 当団体で再度検討 世田谷区長の助言	

苦情の申出届出通知書

様

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

理 事 長

一部開示決定通知書、非開示決定通知書に対する苦情の申出について、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団情報公開規程第 1 3 条第 1 項の規定に基づき世田谷区長に届け出て、助言を求めらることにしましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

情報の件名又は内容	
苦情申出の内容	
苦情申出があった日	年 月 日
世田谷区長に届けた日及び届けた世田谷区の部署	年 月 日 部 課